

災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定書(案)

協定管内:富士砂防事務所管内のうち山梨県内の区域

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長 加藤 仁志(以下「委託者」という。)と〇〇 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇(以下「受託者」という。)とは、洪水、地震ほかで発生した災害(以下「災害」という。)における応急復旧・応急対応(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、富士砂防事務所「防災業務計画」に基づき、委託者が所管する管内において発生した災害の応急復旧等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)について、委託者、受託者双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、富士砂防事務所管内のうち山梨県内の区域とする。(別図参照)

(業務の実施体制)

第3条 委託者は、山梨県内に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、受託者に出動を要請するものとする。

2. 受託者は、要請を受けた場合、現場責任者を定め直ちに委託者に報告するとともに委託者の指示による当該被災状況の把握と報告および応急復旧等を実施するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、委託者が行うものとし、委託者が指名する者(以下「監督者」という。)は監督を行う。受託者または現場責任者は、応急復旧の方法等について監督者へ協議を行うものとする。

(業務の完了)

第5条 受託者または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等により、直ちに監督者へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 受託者は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した

建設資機材等の内訳を速やかに監督者に報告するものとする。

委託者は、必要と認めるときには、応急復旧途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第7条 委託者は、受託者に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2. 契約の締結にあたっては、受託者が法定外労働災害補償制度に加入している事を条件とする

3. 法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償出来る保険であること。

4. 法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 受託者は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、委託者へ書面により通知するものとする。

2. 受託者は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について委託者が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 委託者は、委託者が保有する建設資機材について、予め書面により受託者に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 委託者及び受託者は、本協定でいう災害の応急復旧等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第10条 受託者は、委託者が特に必要として第2条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

第11条 受託者は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を委託者に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第12条 委託者は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

第13条 受託者は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。委託者は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、委託者、受託者双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、受託者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について委託者受託者協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 委託者もしくは受託者において、協定を継続できない事情が発生したときには、委託者受託者協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度委託者受託者双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 受託者が中部地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

2. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、委託者は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

(雑則)

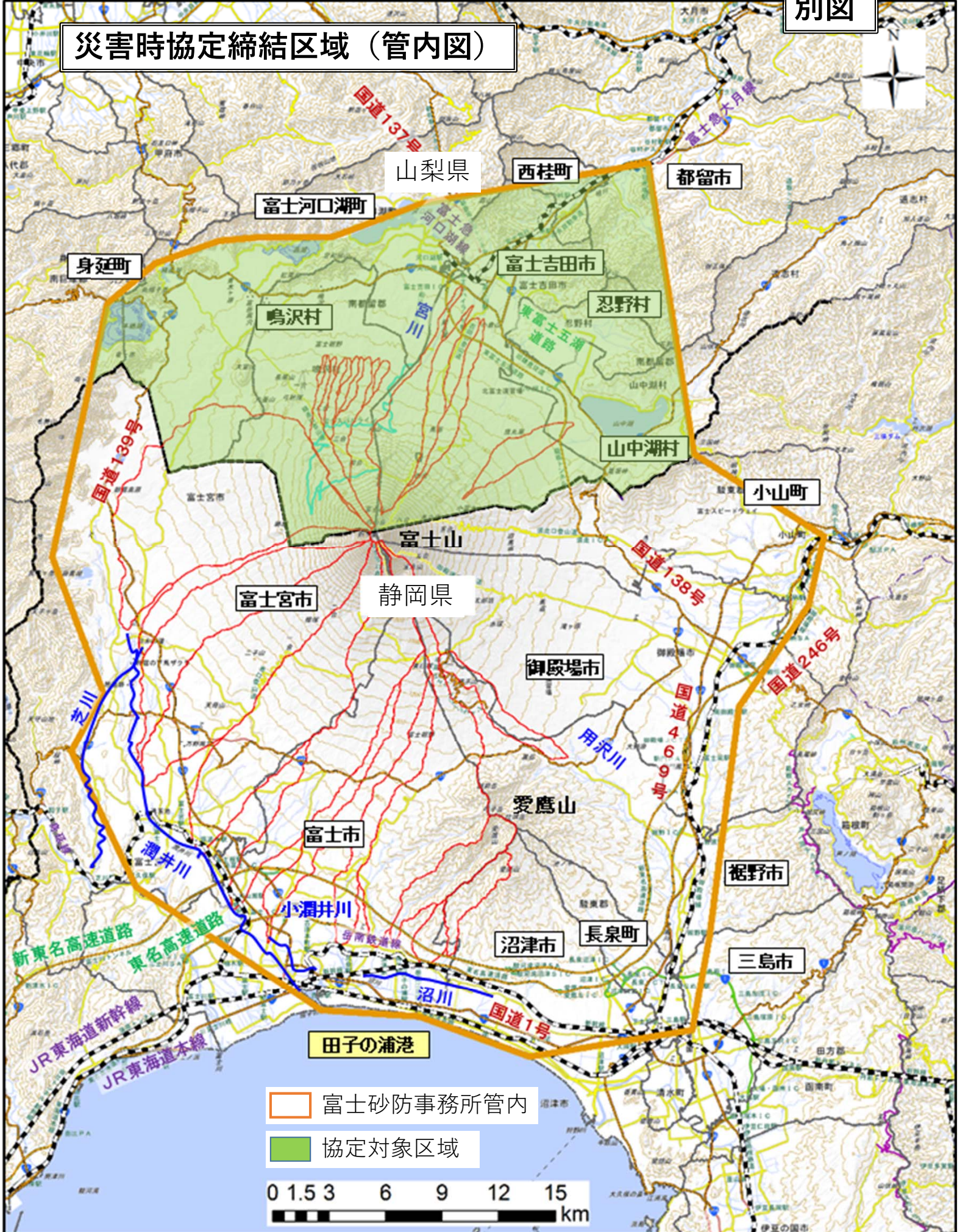
第19条 この協定の証として本書を二通作成し、委託者、受託者記名捺印の上各自一通を保有する。

令和3年 ○月○○日

委託者 静岡県富士宮市三園平1100
国土交通省中部地方整備局
富士砂防事務所長 加藤 仁志 印

受託者 ○○県市○○町○○－ ○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

災害時協定締結区域（管内図）



富士砂防事務所管内

協定対象区域

